

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p> <p>(VI-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。</p> <p>また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業は、実施か所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	—	—	96	400	451
2	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度)	—	—	—	—	—
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度)	262	301	344	437	480
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度)	—	355	364	481	643
5	夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度)	—	107	134	270	524
6	延長保育実施か所数(単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度)	351	445	496	598	集計中
8	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。
- ・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は私立保育所のみとなる。
- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、()内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

年月日

平成19年1月26日

記載事項(抜粋)

「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、(中略)子育て支援など独自のプロジェクトを考え、(中略)支援します」、「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」